

高温により生育が早まる！
「ふじの展葉1週間後頃」の散布は4月18～19日頃!!
自園地の状況に合わせて適期防除を!!!

I 概要

ふじの展葉日は黒石（りんご研究所）で平年より7日早い4月11日であった。

「ふじの展葉1週間後頃」の薬剤散布は黒石、弘前、三戸で4月18～19日頃を目安に実施する。

地域により、生育のバラツキが見られていることから、今一度、自園地の生育状況を確認し、適期に薬剤散布を実施する。

報道機関用提供資料	
担当課	りんご果樹課
担当者	生産振興グループ GM 小笠原 宜弘
電話番号	直通 017-734-9492 内線 5146
報道監	農林水産部 次長 栗林 豊 内線 4967

II 生育

(1) 展葉日 (4月12日現在)

(月. 日)

地 域	年	つがる	ジョナゴールド	王 林	ふ じ
黒 石 (りんご研)	本 年	4. 12	4. 8	4. 9	4. 11
	平 年	4. 19	4. 14	4. 16	4. 18
	前 年	4. 6	3. 31	4. 1	4. 3
五 戸 (県南果樹部)	本 年	—	4. 11	4. 12	—
	平 年	4. 22	4. 17	4. 18	4. 19
	前 年	4. 6	4. 1	4. 1	4. 4
青森市浪岡 (東青地域県民局)	本 年	—	—	4. 9	—
	平 年	4. 21	—	4. 16	4. 18
	前 年	4. 8	—	4. 5	4. 6
弘前市独狐 (中南地域県民局)	本 年	—	—	4. 10	—
	平 年	4. 19	4. 14	4. 14	4. 17
	前 年	4. 6	4. 1	4. 2	4. 5
板柳町五幾形 (西北地域県民局)	本 年	—	4. 11	—	—
	平 年	4. 19	4. 15	4. 16	4. 18
	前 年	4. 6	4. 4	4. 4	4. 6
三戸町梅内 (三八地域県民局)	本 年	4. 12	4. 8	—	4. 9
	平 年	4. 18	4. 15	—	4. 16
	前 年	4. 5	4. 1	—	4. 2

注1) 展葉日：正しい葉形が一枚でも認められたとき

2) 各県民局のデータは農業普及振興室の生育観測ほ調査データ

III 作業の重点

(1) 薬剤散布

第1回目：「ふじの展葉1週間後頃」

地 域	散 布 時 期	基 準 薬 剤	散布量/10 a
黒 石 弘 前 三 戸	4月18日～19日頃	マシン油乳剤 200倍	300ℓ
		----- ベフラン液剤25 1,000倍	

リンゴクビレアブラムシの発生が多い園地では、バリアード顆粒水和剤4,000倍も使用する。キンモンホソガ、ギンモンハモグリガの発生が多い場合は、デミリン水和剤4,000倍、ノーモルト乳剤4,000倍またはバリアード顆粒水和剤4,000倍も使用する。

前年にクワコナカイガラムシの果実被害が見られた園地では、アプロードフロアブル1,000倍も使用する。

発芽前にマシン油乳剤50倍を散布した園地では、「ふじの展葉1週間後頃」のマシン油乳剤200倍の散布は必要ない。

(2) 黒星病対策

「ふじの展葉1週間後頃」の散布時期からが重点防除時期となるので、散布時期を逃すことがないように、自園地の生育状況を見極め、適期防除に努める。

散布に当たっては、基準量をしっかりと守るとともに、散布ムラが生じないように、散布方法や散布ルートも見直す。

《 農薬使用基準の遵守 》

農薬を使用する場合は、必ず最新の農薬登録内容を確認する。

農林水産省「農薬登録情報提供システム」(<https://pesticide.maff.go.jp/>)

農薬の使用にあたっては、事前に周辺住民に対し、農薬の散布日時や使用者の連絡先等を十分な時間的余裕を持って知らせる。また、農薬の飛散により、周辺作物や近隣の住宅等に被害を及ぼすことのないように農薬飛散低減対策に留意して散布する。

《 モモシンクイガ等防除のため、交信攪乱剤の積極的な利用を！ 》

令和6年りんご病害虫防除暦の基準薬剤に交信攪乱剤（コンフューザーR）が採用されました。

- ①リンゴコカクモンハマキにおいて殺虫剤の効果が低下していること
- ②農薬の再評価制度に伴い、使用可能な殺虫剤が減少しつつあること
- ③高温下では害虫の成育スピードが速まるため、薬剤防除を主体とした防除ではシンクイムシ類の被害抑制が困難であること

などの理由により、防除体系が変更となります。ハマキムシ類やシンクイムシ類など複数の害虫への効果が期待できますので、ぜひ自園地へ交信攪乱剤（コンフューザーR）を導入してください。

《 青森県総合防除計画 》

総合防除とは、有害動植物の発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時経済的に講じることです。

青森県総合防除計画では、農業者が遵守すべき事項（「遵守事項」）の対象として、りんご「モモシンクイガ」を設定しているので、適切な防除に努めましょう。

※県は、モモシンクイガの防除が適正に行われるように、指導及び助言、勧告、命令を行うことができ、命令に従わない農業者は、30万円以下の過料に処されます。

○りんご「モモシンクイガ」の遵守事項（一部要約）

(1) 予防に関する措置

被害果は必ず処分するとともに、交信攪乱剤の設置や袋かけを行う

(2) 判断、防除に関する措置

被害果は見つけ次第摘み取り処分するほか、薬剤散布による定期防除を行う

詳しくはこちらをご覧ください。

・青森県総合防除計画 (<https://www.nounavi-aomori.jp/farmer/archives/8140>)

